

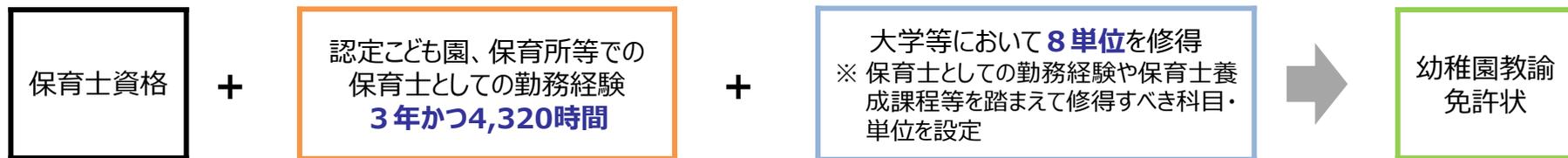
1. 幼保連携型認定こども園と保育教諭

- 認定こども園法の改正により、平成27年4月に「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」としての新たな「幼保連携型認定こども園」が創設。
- 「幼保連携型認定こども園」は、学校教育と保育を一体的に提供する施設であるため、その職員である「保育教諭」については、免許法において「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有していることを原則としている。
- 一方、「幼保連携型認定こども園」への円滑な移行を進めるため、改正認定こども園法では、施行後10年間は、「幼稚園教諭免許状」又は「保育士資格」のいずれかを有していれば、「保育教諭」となることができるとする経過措置を設けており、幼稚園・保育所で働く幼稚園教諭・保育士のうち1 / 4程度は、いずれかの免許・資格で勤務している。

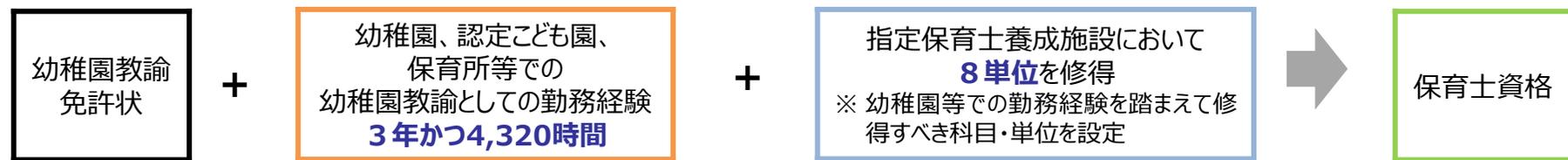
2. 免許・資格の併有促進（現行）

- 免許・資格の併有を促進するため、令和6年度末までの経過措置として、保育所、幼稚園、認定こども園等における勤務経験を評価することにより、もう一方の免許・資格取得に必要な単位数等を軽減する特例を設けている。

【幼稚園教諭免許状】 保育士としての勤務経験を評価し、幼稚園教諭免許状の取得に必要な単位数を軽減



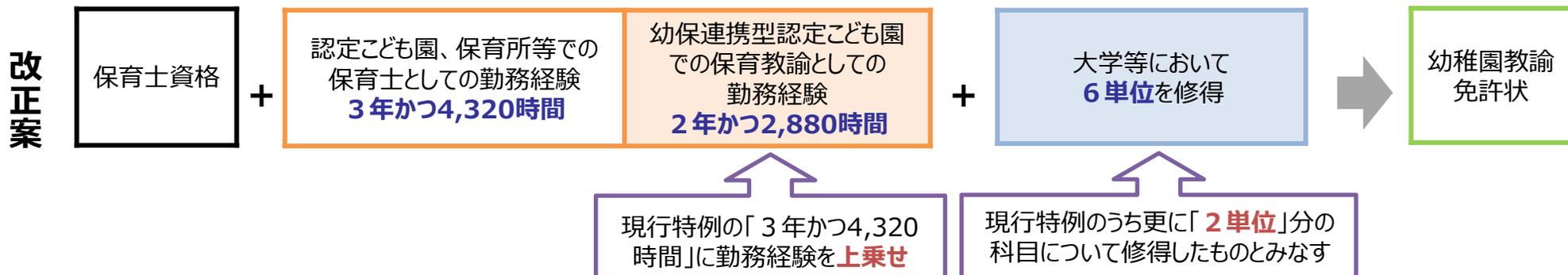
【保育士資格】 幼稚園教諭としての勤務経験を評価し、保育士資格の取得に必要な単位数を軽減



3. 免許・資格の併有の更なる促進（令和5年4月～）

- 令和元年12月の子ども・子育て会議取りまとめにおいて、「令和6年度末までの保育教諭の資格特例に係る経過措置期間中に更なる免許状・資格の併有を促進するため、保育者の質の確保に留意しつつ、認定こども園で保育教諭としての勤務経験を有する場合、上記特例の適用に当たって考慮できる点はないか等、・・・特例の在り方について、引き続き更なる検討を進めるべき」とされた。
- これを踏まえ、令和5年度より、更なる併有促進策として、免許法施行規則の改正により、現行特例の勤務経験に係る要件に加えて、平成27年4月の子ども・子育て支援新制度施行後の幼保連携型認定こども園における保育教諭としての勤務経験を2年かつ2,880時間以上有する職員については、取得すべき8単位のうち更に2単位を取得したものとみなす特例を設けることとする。
- 「幼保連携型認定こども園」は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、学校教育と保育を一体的に、かつ0歳から小学校就学前まで一貫して提供する施設であり、保育教諭として勤務していれば、教育・保育両方に係る経験を積んでいるものと考えられる。そうした勤務経験を加味し、実践を通して、幼児の発達に即して、主体的・対話的で深い学びが実現する過程を踏まえて具体的な指導場面を想定して保育を構想する方法や、育みたい資質・能力の育成に必要な、教育の方法、教育の技術等について経験を積んでいることから、①保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む）、教育の方法及び技術（1単位分）、また、幼児理解に関する経験を積んでいることから、②幼児理解の理論及び方法（1単位分）、計2単位分を修得したものとみなすこととする。

【幼稚園教諭免許状授与の所要資格の更なる特例】



幼稚園教諭免許状授与の所要資格の特例の科目と単位数について

取得可能な免許状の種類			現行特例における要件 (一種、二種 共通)	新規特例における要件 (一種、二種 共通)
教科及び教職に関する科目	領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	-	-
		保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	2（※2）	1（※3）
	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	-	-
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	2	2
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	2（※1）	2（※1）
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	-	-
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	-	-
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	1	1	
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	（※2）	（※3）
		幼児理解の理論及び方法	1	-
教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		-	-	
教育実践に関する科目	教育実習	-	-	
	教職実践演習	-	-	
大学が独自に設定する科目			-	-
合計単位数			8	6

※1 「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」の学修にあたっては、日本国憲法の内容（とりわけ第26条（教育を受ける権利））が取り扱われるよう留意。

※2 「保育内容の指導法」及び「教育の方法及び技術」を合わせて**2単位**を修得。

※3 「保育内容の指導法」及び「教育の方法及び技術」を合わせて**1単位**を修得。

※4 特例を用いない場合、上記の各科目の他、日本国憲法、外国語コミュニケーション、体育、情報機器の操作に関する単位を修得することが必要。

【参考】スケジュール(予定)

○令和4年夏頃

- ・ 改正教育職員免許法施行規則の公布（施行日：令和5年4月1日）
（幼稚園教諭免許状授与の所要資格の特例）
- ・ 各自治体・特例対象者・養成校等への周知

その後順次、

- ・ 各都道府県教育委員会において教育委員会規則の改正等の準備
（幼稚園教諭免許状授与の所要資格の特例）
- ・ 各大学等に対する今回の特例に対応した講座開設の要請
- ・ 特例対象者に対する特例制度の広報・周知

○令和5年4月

- ・ 新特例の適用開始

(参考) 幼保連携型認定こども園における免許・資格の保有状況について

- 幼保連携型認定こども園における幼稚園教諭免許状・保育士資格を両方保有する職員の割合は着実に改善している。
- 一方で、幼保連携型認定こども園の施設数の増加に伴い、幼稚園教諭免許状・保育士資格を一方のみ保有している職員の数自体は増加している。

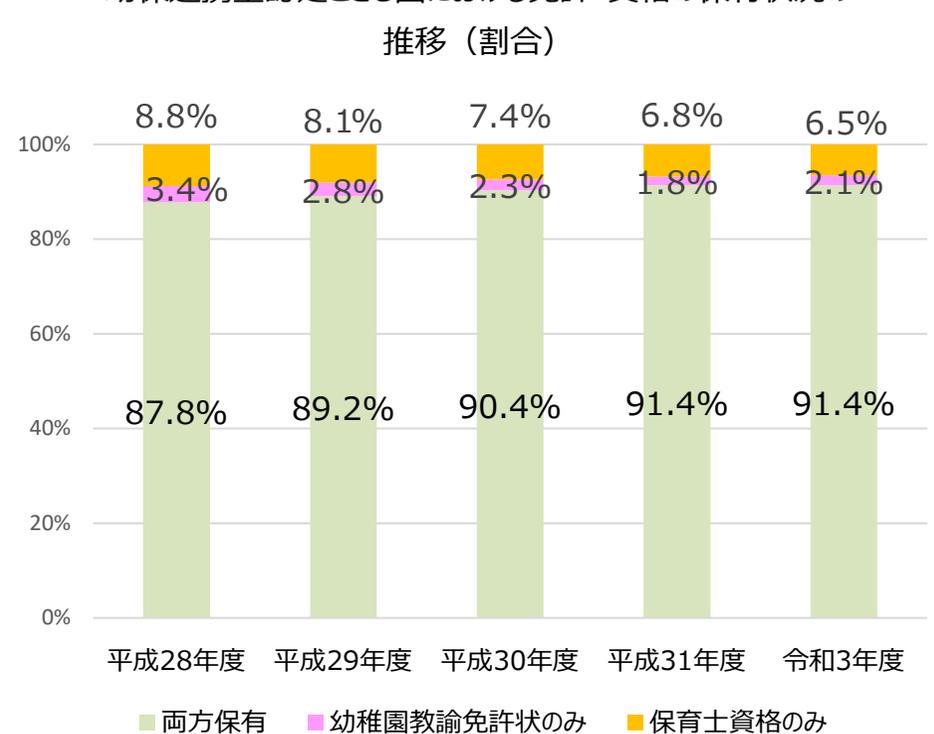
幼保連携型認定こども園における免許・資格の保有状況の

推移（職員数）



幼保連携型認定こども園における免許・資格の保有状況の

推移（割合）



(参考) 幼保連携型認定こども園の数

平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
2,785	3,618	4,409	5,137	5,688	6,093

※ 各年度4月1日現在

※ 令和2年度は調査を実施せず

(出所) 内閣府「認定こども園調査」

(参考) 子ども・子育て会議について

○国において有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして、子ども・子育て会議を設置することとなっている（平成25年4月～）

(子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）

第七章 子ども・子育て会議等

(設置)

第七十二条 内閣府に、子ども・子育て会議（以下この章において「会議」という。）を置く。

(権限)

第七十三条 会議は、この法律又は他の法律によりその権限に属させられた事項を処理するほか、内閣総理大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

- 2 会議は、前項に規定する重要事項に関し内閣総理大臣その他の関係各大臣に意見を述べることができる。
- 3 会議は、この法律に基づく施策の実施状況を調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣その他の関係各大臣に意見を述べるができる。

(会議の組織及び運営)

第七十四条 会議は、委員二十五人以内で組織する。

- 2 会議の委員は、子どもの保護者、都道府県知事、市町村長、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 3 委員は、非常勤とする。

(資料提出の要求等)

第七十五条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(参考) 関係法令

◆就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号） （職員）

第十四条 幼保連携型認定こども園には、園長及び保育教諭を置かなければならない。

（職員の資格）

第十五条 主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭及び講師（保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）は、幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下この条において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法第十八条の十八第一項の登録（第四項及び第三十九条において単に「登録」という。）を受けた者でなければならない。

附 則（平成二四年八月二二日法律第六六号）

（保育教諭等の資格の特例）

第五条 施行日から起算して十年間は、新認定こども園法第十五条第一項の規定にかかわらず、幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。）を有する者又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の十八第一項の登録（第三項において単に「登録」という。）を受けた者は、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師（保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）となることができる。

2 施行日から起算して十年間は、新認定こども園法第十五条第四項の規定にかかわらず、幼稚園の助教諭の臨時免許状（教育職員免許法第四条第四項に規定する臨時免許状をいう。）を有する者は、助保育教諭又は講師（助保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）となることができる。

3 施行日から起算して十年間は、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）附則第二条第七項に規定する旧免許状所持者であつて、同条第二項に規定する更新講習修了確認を受けずに同条第三項に規定する修了確認期限を経過し、その後同項第三号に規定する免許管理者による確認を受けていないもの（登録を受けている者に限る。）については、同条第七項の規定は、適用しない。

◆教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）

附 則

18 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の十八第一項に規定する保育士の登録をしている者であつて学士の学位又は短期大学士の学位その他の文部科学省令で定める基礎資格を有するものに対して教育職員検定により幼稚園の教諭の一種免許状又は二種免許状を授与する場合における学力及び実務の検定は、認定こども園法一部改正法の施行の日から起算して十年を経過するまでの間は、第六条第二項の規定にかかわらず、当該基礎資格を取得した後文部科学省令で定める職員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数及び当該基礎資格を取得した後大学その他の文部科学省令で定める機関において修得することを必要とする最低単位数として文部科学省令で定めるものによるものとする。この場合において、同条第四項及び第九条第四項の規定の適用については、第六条第四項中「得た日」とあるのは「得た日又は附則第十八項の文部科学省令で定める最低在職年数を満たし、かつ、同項の文部科学省令で定める最低単位数を修得した日」と、第九条第四項中「得た日」とあるのは「得た日若しくは附則第十八項の文部科学省令で定める最低在職年数を満たし、かつ、同項の文部科学省令で定める最低単位数を修得した日」とする。

(参考) 関係法令

◆教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）

附 則

- 8 免許法附則第十八項に規定する文部科学省令で定める職員は、次に掲げる者とする。
- 一 幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。附則第十項の表備考第一号において同じ。）において専ら幼児の保育に従事する職員
 - 二 幼保連携型認定こども園において園児の教育及び保育に従事する職員
 - 三 次に掲げる施設の保育士（国家戦略特別区域法第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）
 - イ 児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所
 - ロ 児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするものであつて就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第一項又は第三項の認定を受けたもの及び同条第十一項の規定による公示がされたもの
 - ハ イ及びロに掲げるものに準ずる施設として文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めるもの
- 10 免許法附則第十八項に規定する最低在職年数及び最低単位数として文部科学省令で定めるものは、次の表に定めるところによる。

第一欄		第二欄	第三欄
受けようとする免許状の種類		附則第七項各号に掲げる免許状の区分に応じそれぞれ当該各号に定める基礎資格を取得した後、附則第八項に規定する職員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数	附則第七項各号に掲げる免許状の区分に応じそれぞれ当該各号に定める基礎資格を取得した後、前項に規定する機関において修得することを必要とする最低単位数
幼稚園 教諭	一種免許状	三（勤務時間の合計が四千三百二十時間以上の場合に限る。）	八
	二種免許状	三（勤務時間の合計が四千三百二十時間以上の場合に限る。）	八

備考

- 一 （略）
- 二 第三欄に定める単位の修得方法は、次に掲げる第二条第一項に定める科目について、それぞれ規定する単位数を修得するものとする。
 - イ 保育内容の指導法に関する科目並びに教育の方法及び技術に関する科目 二単位以上
 - ロ 教育の基礎的理解に関する科目（教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）に係る部分に限る。） 二単位以上
 - ハ 教育の基礎的理解に関する科目（教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）に係る部分に限る。） 二単位以上
 - ニ 教育課程の意義及び編成の方法に関する科目 一単位以上
 - ホ 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（幼児理解の理論及び方法に係る部分に限る。） 一単位以上
- 三～六 （略）